

台湾樂生院の青年・学生団体による声明

私たちは、台湾樂生院において入所者のサポートをしている青年・学生団体です。わが国のハンセン病元患者に対する貴国ハンセン病補償法の適用につきまして、ここに声明します。

2005年10月25日、ハンセン病補償金不支給処分取消訴訟につき、東京地方裁判所は、台湾樂生院入所者について処分の取消を命じる原告ら完全勝訴の判決を言い渡しました。一方、同地裁民事第3部は、同様の立場にある韓国の小鹿島更生園入所者の請求は棄却しました。

ハンセン病補償法は、日本のハンセン病絶対隔離政策が、ハンセン病の患者であった人々に対して耐え難い苦痛と苦難をもたらした歴史をふまえ、その精神的損害を慰謝することなどを目的として制定された法律です。この法律の立法趣旨に鑑みれば、同じ日本の絶対隔離政策によって療養所への入所を強制された韓国や台湾のハンセン病患者であった人々を補償の対象から除外することは許されません。原告らの請求を認めた民事第38部の判決は当然であり、棄却した民事第3部の判決は、補償法の趣旨を理解しない極めて不当なものというほかありません。

最新の新聞報道によれば、日本政府は「まず控訴して、その後に補償金の金額を検討する」という方向に動きつつあるようです。これは、旧植民地の元患者に対し今なお「二等国民」の扱いをするというに等しく、到底容認できません。また、原告らの平均年齢は、81歳を越えています。これ以上、解決を引き延ばすことは許されません。日本政府の対応如何に世界が注目しています。

私たちは、貴国政府に対し改めて以下の通りを要求します。

1. 東京地方裁判所民事第38部が言い渡した判決に対して、控訴しないで下さい。
2. すみやかに告示を改正して、小鹿島更生園と台湾樂生院の入所者が補償法による支給の対象となることを明確にして下さい。

2005年11月7日

青年樂生聯盟、國立台灣大學大學新聞社

青年、學生團體聲明(中文翻譯)

「青年、學生團體聲明」(以下簡稱「聲明」)係由青年、學生團體於2005年10月25日共同發表，其內容如下：

2005年10月25日，青年、學生團體共同發表「聲明」，其中第38條規定：「青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序。」此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。

青年、學生團體共同發表「聲明」，其內容係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。

青年、學生團體共同發表「聲明」，其內容係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。

此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。

1. 青年、學生團體共同發表「聲明」，其中第38條規定：「青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序。」此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。
2. 青年、學生團體共同發表「聲明」，其中第38條規定：「青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序。」此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。

2005年11月7日

青年、學生團體共同發表「聲明」，其中第38條規定：「青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序。」此項規定，係指青年、學生團體應共同維護社會公義，並應共同維護社會秩序而言。